

入院される患者様・ご家族様へ

因島医師会病院
院 長

身体的拘束についての考え方

当院は、身体的拘束をできる限り行わない支援を基本としています。

療養環境を整え、声かけや見守り、ケア方法の見直し等を行い、安全確保に努めます。

それでも患者様の生命や身体を守ることが難しい場合は、医師や看護師を含む複数の職種で検討し、一時的な身体的拘束を行う場合があります。

その場合は、できるだけ早く解除できるように検討します。

身体的拘束とは、行動の自由を制限する行為と位置付けられています。（厚生労働省）

身体的拘束は、ベット柵を4柵にする、介護服を着る、手指を覆う防護手袋を装着する、車いす用固定ベルトを付ける、手足を固定するなどの方法があります。

身体的拘束を行わない場合も、行う場合にも、どちらも下記に示す危険性が伴います。

内容をご理解いただき、療養生活を安全に過ごしていただけるよう支援していきたいと思います。

身体的拘束を行うことに伴う危険性

- ・筋力低下や関節のこわばりが起こりやすくなる
- ・褥瘡が発生しやすくなる
- ・心肺機能が低下しやすくなる
- ・むりに立ち上がろうとして、転倒する危険性がある
- ・不安や怒り、あきらめなど精神的な苦痛を与えてしまう
- ・せん妄が出現しやすくなる

身体的拘束を行わないことに伴う危険性

- ・立ち上がる際の転倒やベット等からの転落などの危険性が高まる
- ・点滴やチューブ類を自分で抜いてしまい、身体への危険性や安全に治療を継続できない可能性がある
- ・治療に必要な安静を保つことができない場合は、身体への危険性や安全に治療を継続できない可能性がある
- ・興奮や不穏が強い場合は、患者様ご本人や周囲の安全確保が難しくなることがある

ご不明な点やご心配なことがありましたら、医師・看護師等の職員にお尋ねください。